

第57回大会後の学会組織の運営について

— 現状認識とご協力のお願い —

実践経営学会会長 井形 浩治 (大阪経済大学経営学部)

I. 本学会「規約」が抱えるいくつかの重要な矛盾

(1) 「会員の選挙」による理事の選出

本学会の規定では、3年に1度、「会員による理事選挙」が行われ、30名(以内)の理事が生まれる。「理事」の職務ないしは役割は、現行規定では、その第13条に「理事は、理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する」と規定されている。このことから会員による選挙によって理事が選出され、その中からまず「会長」が互選され、さらに会長によって「副会長」が指名・嘱任され、続いて執行機関としての常任理事会を構成する「常任理事」が互選される。そしてそれ以外の「理事は理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する」と規定されている。

本学会ではこれまで、先人たちの知恵により、理事選挙にあたっては、立候補制をとることは望ましくないものとされてきたことから、理事は会員選挙による、“役員就任をお願いしたい人”として選出されることになっている。そしてその選出結果に対して、きわめて特別な事情にある者を除いては、理事が引き受けられていくことから、ここまでは大きな問題はなかったものとも言えよう。しかし、立候補制をとっていないことから、選挙にあたっては、被選挙権者名簿が配布されるだけで、それぞれの専門も、研究実績も、所属機関も、学会在籍年数も、さらに年齢と経歴さえも示されない。

「理事」とは“学会運営の責任を有する者”であることは言うまでもないが、現行の規約においては、「理事会に参加して審議、評議、提案をする」機能だけが実質化している感がある。今後はすべての理事に、学会の運営に、何らかの形でご協力いただけるような仕組みを考えたいと思う。

(2) 「執行機関」

第二に、本学会の規定には、理事会においてどのような事業が企画されたとしても、それを実行するための「執行機関」が明確に規定されていない。常任理事がそれぞれに地理的に離れていれば、日常的に有効な協力関係を組めるかどうかは疑問である。その結果、「会長」と「事務局長」の二人だけが実質的な執行機関を担わざるを得ないことにもなる。そのためにこの2人には激務が押しつけられる。ただでさえ時間がない中で、さらに会務に追われ、もちろん無報酬である。現役の大学教員がこれを担うことは、すでに、ほぼ不可能になっていることは大方の理解であろう。特に、「会長は、本会を代表し、会務を統理する」と規定されているが、本務を相当程度まで犠牲にせざるを得ない会務をこなさなければならないことは理不尽でさえある。

(3) 「常任理事」の選出

第三に、このようにして30名の理事の中から3~4名が執行機能をにうことになるが、ここからさらに得票数を考慮して、6名(以内)の「常任理事」が選出されて「会長」の職務を補佐しあう。他方、残り20名

ほどの理事は、特別な役職をもたないことになる。つまり、「理事」を選挙で選び出して、その中を執行機関と評議機関に振り分けるという方法になっている。

「理事」とは何かを、本学会の現状に照らして明確に規定することが肝要であるとする。理事会において執行責任者を位置付けて明確な執行機能を持たせることが不可欠となっているのではないか。

(4) 「権限」も「報酬」もなく「責任」だけが明確に規定されている「事務局長」

第四に、「会長」に「事務局長」を指名させて、日常的事務作業のすべてを委ねることになるが、大学等において本務を持つ会員の中にその適任者を探し出すことは、ほぼ不可能になっている。

加えて、「事務局長」は、「長」とは称されるものの、事務局と事務局員が確保されていない現状においては、さまざまな事務作業に四六時中、自己犠牲を強いられる。“無報酬”どころか、時間も金銭の“持ち出し”は相当なものとなる。それなのに、心無い会員の中には、「事務局長」を学会が雇った事務員かのように仕事を押し付けたり、わずかの手落ちや対応のまずさを、厳しく非難・叱責したり、過重な負担を強いる会員まで現れる。「権限」も「報酬」もないところに「責任」だけを押し付ける方法は、理論的にも実践的にも破たんしている。

(5) 「事務局」の場所

第五に、これまでは規定を設けてでも、事務局を「会長」の研究室などに置かせてもらってきたのであるが、大学の経営自体が厳しさを増すなかでは、このことは急速に困難さを増している。少なくとも、これまでのように「会長」に付随させて事務局を持つことが困難になってきている。事務局を固定する事が望ましいにもかかわらず、会長のもとに事務局長とセットで事務局をセットで確保することは、ますます難しくなっているということである。

以上のように、「選挙で選ばれたから」という理由で、特定の会員に多大な犠牲を強いる運営体制はすでに限界にあることは明らかである。組織の運営を、選挙によって確定した役員がお互いに力を合わせて運営していくという方法は、ある意味で“理想”と言えるのかもしれないが、役員が全国に散らばっていれば、“絵に描いた餅”に過ぎない。

しかし、解決策はなかなか見つからない。当面は、役員を担っていただける人の個人的犠牲を、極力、小さくする運営方法が案出されなければならないと考える。

現行の「規約」は、どうみても役員に大きな犠牲を強要し、しかも、活動を抑制するための“取締的”性格になっている。「会長」ですら、学会を発展に導くための行動は、その他の多くの会務によって制約されている。そこで学会運営の方法を、以下のように変更することが、この学会の将来にとって妥当であると考えられるものであり、必要ならば「規約」を部分改定することに会員のご理解をお願いしたい。

II.学会経営のための規約改定(案)

(1) 「会長」の職務を、「本会を代表すること」に限定して、「会務を統理すること」を分離・独立させる。

日常的な会務が、安定して進められていく事務局体制を確立することが不可欠である。

会則第10条には、「会長は、本会を代表し、会務を統理する」と規定されているが、勤務する大学などにおいて、教育、研究、学内行政などの本務を持つものにとっては、「会務を統理する」ことなど、既にできなくなっている。したがって「会長は本会を代表して、経営学と本学会の充実・発展に寄与する」という役割に限定し、「会務を統理する」役割は、会長とは別の機関に担っていただけるよう機関を新設すべきであるとする。

因みに、この4月から「会長」を引き受けることになって取り組んできた仕事は、主なものだけで、以下のようなことであった。

- ① 学会の運営の基本方針の策定・公表
- ② 次期事業計画の作成
- ③ 常任理事会の開催
- ④ 本年度の全国大会開催の支援
- ⑤ 機関誌『実践経営』の刊行
- ⑥ 会費の請求

- ⑦ 会員増加策の検討と策定 ⑧ 日本学会議との関係 ⑨ 加盟・上部組織との連携
⑩ 全支部会の活動統括

現状においては、理事の皆さん方に分担して協力していただかなければ、到底、なし得ないことをご理解いただきたいと願うものである。

(2) 「副会長」の職務は、基本的に「会長」と同じとして、1名とする

「副会長」は、会長の指名、ないしは会長からの委嘱によらざるを得ないが、職務は「会長」と協力して、執行機能を担うものとする。

(3) 執行機関として「本部」を設け、「本部長」をおく

現行規定では、「事務局長の職務」は、第15条で、「事務局を組織し、常任理事会及び理事会の委嘱した事項の事務執行を統理する」とされているが、会務の充実・拡大に伴って、これを従来通りの「事務局」に委ねることは難しくなっている。

このような事態に対処するために、執行機関として「本部」及び「本部長」を設け、会務の統括を行えるようにする。

(4) 「本部」活動の一環を担う機関として、各地の「支部」を位置付ける

近年では「支部活動」が、本部と連携して行われる「全国大会」と同じく、重要かつ有意義な機能を果たすようになってきている。

「支部」におかれる「支部長」は、基本的には「支部における互選」が望ましいものと考えているが、最終的には、これに「会長」及び「本部長」の意向を踏まえて、「本部」と連携して地域活動の充実をはかれるように、地域担当理事として委嘱できるようにする。(なお、現在、支部長は、必然的か偶然的か、すべてが「理事」となっている。)

(5) 従来の「事務局長」を廃止して、当面は「本部」の中に「本部長」と「事務局長」をおく。

本部で統括する会務は、いくつかの担当セクションに分けて、それぞれに責任を分担執行していく。例えば、「全国大会の企画」、「査読論文の募集・査読」、「機関誌・実践経営」の編集・発行、『実践経営学会会報の発行」、「学会賞の審査」、「支部会活動の統括と充実」、その他、「会員の所属・住所などの管理」、などである。

(6) 理事の職務の改編

「理事の職務」については、現行規約では、「理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する」とされているが、より「学会の会務」にかかわる機関としての性格を鮮明にする。

これに伴い、本部長を除く5名の常任理事(名)は、当面は「常務理事」として「本部」の機能を実質的に担い、その他の「理事」も何らかの方法で、「本部」または「支部」の機能を分担していただけるようにする。具体的には後掲の『現在の学会運営体制』をご覧ください。

(2014年8月22日開催の理事会及び24日開催の会員総会における会長見解の概要である)

機関誌『実践経営』第52号への投稿論文の募集

機関誌編集担当・常任理事 井原 久光

機関誌『実践経営』第52号への投稿論文（査読付き）を募集いたします。本学会では、『実践経営第46号』（2008年8月発行）までは、査読制度が十分に確立していなかったことから、全国大会における報告論文を、査読なしで掲載するという方法をとってきたという経緯があります。そしてその掲載論文の中で、特に査読申請が出された論文につき個別に対処する方法をとってまいりました。しかし、それまでの会長、副会長の長年の努力が結実し、第47号より、「全国大会および支部研究会における報告者を対象として投稿論文を募集し、応募論文について2名以上のレフリーによる査読を行い、査読を通過した論文を掲載することを原則とする」方針が、2009年9月の会員総会において承認されて現在に至っております。

同時にまた「毎年の全国大会における報告論文につきましては、そのすべてを『実践経営学研究』として編集し、大会時に刊行する」方針が承認されており、第52回全国大会においてNo.1が創刊され、2014年の第57回大会ではNo.6が刊行されてきました。

そこで今年もおおむね例年通り、投稿論文（査読付き）を募集いたします。

以下の『応募・執筆要綱』に基づいて、2015（平成27年）年1月23日（金）までに下記の投稿先へご応募ください。

なお査読希望論文の応募にあたっての「査読料」の支払いは請求されません。

投稿先：〒113-0033 東京都文京区本郷1-26-3 東洋学園大学 現代経営学部 井原久光研究室内
『実践経営』編集委員会 jsam.headoffice3@gmail.com

『実践経営』第52号掲載の査読論文の執筆要項

1. 投稿資格と提出論文の限定

- (1) 先の第57回全国大会（北海学園大学）または2013年9月～2014年8月末までに各地方支部会において研究を発表した会員であること。
- (2) 原稿提出期限までに、その年度までの学会年会費が納入されていること。
- (3) 提出できる論文は、上記(1)において報告された論文を、発表時に受けたコメントなどを踏まえて、文字数・図表数の増加、考察の充実等の方法により、量的にも質的にも充実させたものであること。ただし、論文の主旨、内容が、報告論文から大きく離れない限りにおいて、タイトルを変更することは差し支えない。
- (4) 学術論文としての体裁を整えた原稿であること。
(参考のために「学術論文としての要件・体裁・配慮」を参照のこと) 以下のような構成が一般的です。
○論文タイトル ○目次 ○序（論） ○本論（第1章、第2章…） ○結論
○注（引用した文献、統計調査等、資料出所箇所の明示等、参考にした文献等

2. 執筆の方法・文字数等

- (1) 原稿は原則としてパソコン・ワープロ・ソフトによる横書きとする。（MS-wordでお願いします）
- (2) 総字数は、本文、注、図表、文献リストを含めて20,000字以上、22,000字以内とする。（概算文字数を巻頭に明示すること。総字数の大幅な超過または不足の場合には、形式審査の段階で排除される）
- (3) 図表は、タイトル1行と注記1行を含んで、下記の要領で文字数に換算し、原則として合計でA4版の刷り上がり2ページ以内とする。
①刷り上り2分の1ページ大の図表 2,000字に換算 ②刷り上り4分の1ページ大の図表 1,000字に換算

3. 表記の方法

- (1) 図表原稿は本文での挿入箇所を明示して、原稿の末尾におく。（提出時）
- (2) 「表○ タイトル」は表の上部に、「第○図 タイトル」は当該図の下部に記載する。「図表○ タイトル」とする場合には図表の上部に記載する。
- (3) 注記は「文末脚注」とします。

- (4) 引用文献の表示は、本文中では原則として「著者名(出版年)」で表示するし、原稿の終わりに文献目録をアルファベット順に表示する。また必要に応じて若干の参考文献も列挙できる。
- (5) 引用文献・参考文献の表示は以下の通りとする。
 - ①雑誌等に掲載された論文の場合：執筆者名(出版年)、「論文題名」、「掲載誌紙名」、巻号、引用箇所(pp.00-00)
 - ②単行書籍の場合：執筆者名(出版年)、書名、出版社、引用箇所(pp.00-00)とする。
- (6) 執筆原稿には表紙をつけ、①論文題名(和文と英文)、②投稿者氏名(和文と英文)、③所属機関(和文と英文)と肩書き、④住所、電話・FAX番号、⑤Eメール等の通信連絡先を記載すること。
- (7) 論文原稿の本体には、冒頭に、論文題名、氏名、所属機関を明示すること。大学院生の場合は「○大学院○○課程」を明記すること。
- (8) 論文には4~5つのキーワードを表示する。

4. 投稿の方法

- (1) 投稿は、基本的には電子媒体(CD、DVD等)によること。
- (2) 査読用としてハードコピー3部を提出すること。(掲載の可否にかかわらず、提出された原稿の返却は行わない)
- (3) 書留郵便により送付すること。

5. その他、ご了解いただきたい関連事項

- (1) 「論文査読」は、原則として編集委員長が委嘱する2名以上のレフェリーによって行われる。詳細は「実践経営学会 査読内規」による。
- (2) 「査読の目安」は、①推論の論理性、②資料の扱い方、③先行研究・既存学説の理解、④独創的な着眼および技法、⑤文章表現、⑥問題提起および結論の明確性、⑦参考文献および、参照の適切性、などである。
- (3) 原稿掲載の最終決定は、レフェリーからの審査報告書に基づき、機関誌編集担当常任理事が行い、会長に報告され、その後、投稿者に連絡される。
- (4) 査読の結果は「掲載可」または「掲載不可」のいずれかとし、「修正のうえ、再査読」という結果は、本会としては有していない。なおレフェリーの査読結果が異なる場合においては、担当常任理事が最終決定を行う。
- (5) 「掲載不可」となった場合には、編集委員会を通じて、「文献の探索が不足」、「論理構成に問題あり」など、簡単な査読結果が伝えられる。
- (6) 査読プロセスを通過し、掲載が決定された原稿については、編集作業上の必要から、改めて最終原稿の提出が求められることがある。
- (7) 執筆者校正は原則として初校のみとする。
- (8) 投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の媒体に発表したり、公刊することは許されていない。

* 学術論文としての要件・体裁・配慮

研究成果を公表する際に下記のような配慮をすることが、研究論文の質の向上につながるだけでなく、自身の研究者としての評価を左右することになる。

以下の諸点に配慮がなされていること。

- (1) 他者のオリジナリティを尊重すること

研究結果の公開にあたって、他の研究者や原著者のオリジナリティはもっとも尊重されるべきであり、他の研究者の著作者としての権利を侵害してはならない。また盗作や剽窃は、まさに“窃盗”行為であり、学問上の自殺行為となりうるものである。したがって「自分のオリジナル」の部分と「それ以外」とを明確に区別し、他から得た情報は情報源を明記するという原則を厳守すること。

- (2) 先行研究を尊重すること

学術論文を執筆する際には、先行研究を適切にふまえ、しかもそのことを論文の中で明示する必要があります。先行研究やその問題点をどのように理解しているかを示すことは、自分の問題意識や問題提起のオリジナリティやその学問的意義を他者に明確に伝えるうえでも不可欠である。重要な先行

研究に言及しないことは勉強不足を露呈するだけでなく、フェアな態度とはいえない。

(3) 引用にあたっての基本原則を踏まえること

他者の著作からの引用は、公表されたものからしかできない。研究会でのレジュメや私信など、公開されていないものから引用する場合には、引用される側の許可が必要である。

引用に際しては、①引用が必要不可欠であること、②引用箇所は必要最小限の分量にとどめること、③引用文と地の文を明確に区別すること、④原則として原文どおりに引用すること、⑤著作者名と著作物の表題・引用頁数など出典を明示する、という基本原則を遵守しなければならない。

(4) 「引用」と「使用」を区別すること

オリジナリティの高い図表や写真・絵画・歌詞などを使用する場合は、法律用語としては「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」にあたる。その場合には、当該図表・写真・絵画・歌詞などの著作権者から使用の許諾を受けなければならない。

(5) 「二重投稿」をしないこと

同一、あるいはほとんど同一内容の論文を、同時に別々の雑誌に投稿することは「二重投稿」として禁じられている。学術雑誌の場合には、投稿論文は未発表のものに限られる。

(本文は日本社会学会HPから引用)

第57回全国大会を振り返る

大会実行委員長 菅原 浩信 (北海学園大学)

実践経営学会第57回大会は、2014年8月22日(金)～24日(日)の3日間、北海学園大学豊平キャンパスを中心として開催されました。この時期は、いわゆるハイシーズンで、航空券や宿泊施設の確保が難しかったそうですが、それでも全国各地から70名近くの参加者がありました。

今回の大会では、統一論題のテーマとして「企業・行政・NPO間の戦略的協働による地域経済活性化」を掲げ、農商工連携88選などに選ばれた「江別麦の会」を取り上げ、立場の異なる企業、行政、NPOが、それぞれどのように戦略的協働を展開していったのかを明らかにしようと試みました。

この戦略的協働のキーパーソンである、江別麦の会会長の片岡弘正氏、コムギケーション倶楽部スーパーシニアバイザー(江別製粉株式会社元常務取締役)の佐久間良博氏、株式会社菊水代表取締役社長の杉野邦彦氏、江別市企画政策部広報広聴課長の大川直久氏の4氏がそろった基調講演というのは、地元・江別市でもなかなか実現しないことなのだそうです。ご多忙にもかかわらず、ご講演いただいた講師の皆様には、厚くお礼申し上げます(とりわけ杉野社長には、企業見学会で工場見学をさせていただくとともに、「えべちゅんらーめん」「江別小麦めん」のお土産までいただきました)。

戦略的協働をどこまで明らかにできたかはわかりませんが、いわゆる川上から川下まで一貫した取り組みにより、江別小麦めんという商品が生まれ、地域経済はもちろん、教育(食育)などにも様々な波及効果をもたらされたという今回のケースは、全国的にも珍しいものであります。今後、地域経済の活性化を考える上で、大変参考になる取り組みであるといえるでしょう。

ところで、今回の大会では、理事会の開催等について菊池真一先生にお願いしましたが、開催にむけた様々な準備を一会員である私がやらざるを得ませんでした。毎回そうなのでしょうが、開催に至るまでは(もちろん開催時も)トラブルの連続でありました。いろいろと精神的に堪えることもありました。そうした中、井形浩治会長、平野文彦前会長、田中敬一先生には、様々なアドバイスやご協力をいただきました。また、伊佐淳先生には、無理を申し上げ統一論題の司会進行を引き受けていただきました。その他、様々な先生に、一方ならずお世話になりました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。なお、当日は、様々な学内事情による制約に加え、私と学生スタッフだけの運営で、何かと行き届かない点があったかと思いますが、何卒ご容赦いただきたくお願い申し上げます。

私事ですが、本学会に入会させていただいたのは、企業に勤務しながら、大学院博士後期課程に入学した17年前のことです。当時(現在もそうでしょうが)、学位論文執筆のためには、査読付論文3本が必要であり、これをクリアするのに苦慮しておりました。そこで、当時の事務局長であった廣井孝先生

にご相談したところ、学会誌に投稿する論文の審査をしていただけることになり、結果としてこのハードルをクリアできたのであります。第57回大会の開催をお引き受けしたことで、廣井先生からいただきましたご恩をほんの少しでもお返しできたとすれば、この上ない喜びであります。

最後に、今回の経験をふまえ、今後、全国大会が各地で継続的かつ円滑に実施されていくために必要と思われることを3点ほどあげて、結びに代えさせていただきます。(1) 実行委員会をサポートできるように本部事務局の体制を構築する(とりわけ会員間の連絡・調整機能を強化する)、(2) 理事会内にプログラム委員会を設置する(自由論題プログラムの作成を実行委員会から切り離し、負担の軽減を図る)、(3) 全員参加型の大会運営が必要であるという意識を醸成する(期限厳守等により円滑な大会運営へ会員全員が協力する、できるだけ多くの会員が何らかの役割を担う)。

株式会社 菊水を訪問して(第57回全国大会 企業見学会)

角田 光弘 拓殖大学 商学部准教授

札幌市では最早初秋を思わせる8/22(金)の午後、札幌駅北口に集まった私たち参加者は、貸し切りバスにて一路、江別市に向かいました。

まず到着したのは、江別市民会館レストラン「マキシドルパ」。こちらで、身をもって知るため、江別産小麦「ハルユタカ」で作られた「江別麺」の創作メニュー3種類をいただきました。初めは「ガーリック」。目の前で江別麺が盛られたお皿にガーリック・オイルが注がれ、その際の「ジュー」という音に何とも食欲がそそられました。

次は「粕白シチュー」、さらには「たらこ麺」と、おかげさまで正に目から鱗が落ちるメニューを堪能させていただきました。

次に向かったのは、株式会社菊水様の本社工場。到着後、江別産小麦「ハルユタカ」と石狩川の伏流水との恵みである「江別麺」の4層圧延工程を見学させていただき、江別産小麦「ハルユタカ」のグルテン成分が熟成されていることを知ることができました。

そして、代表取締役社長・杉野邦彦様から、ユーモアたっぷりに、日本最大の食料供給地・北海道という「地域環境」を生かした経営の取り組みに対する熱い想いを伺いました。

特に印象に残っていることは、人づくりに関する「菊水の3つの気合い」(=行動の源の「やる気」、成長の源の「元気」、力の源の「本気」)です。これらは、決して精神論のお話しではなく、「経営には天才はいらない。凡人が力を合わせて非凡なことを行うのが経営。よい人がよい会社を作り、よい会社がよい商品を作ることから、何よりも人づくりが重要。」とのお考えに基づいているとのこと。同社の人づくりの実践を通して、社是の「信頼と創造」(信頼は変えてはいけないもの。創造は変えていくべきもの)が徹底され、それらの結実が「チルド麺の北海道シェアNo.1、全国シェアNo.3」と拝察いたしました。

私事で大変恐縮ながら、おかげさまで、ルーツの地の1つである江別市(母方の曾祖父母の入植地)での企業見学会から、今後の教育研究活動に向けて、大いなる元気と勇気をいただくことができ、大変感謝いたしております。

最後に、今回の企業見学会の実現に向けて多大なご配慮とご尽力を賜りました関係の皆さまに、この場をお借りして、重ねて厚く御礼申し上げます

第46期(平成25年度)実践経営学会・学会賞について

学会賞審査委員会
委員長 大島 俊一

1. 学会賞の審査対象

今(2014)年度の学会賞等に伴う審査対象としての研究業績は、著書3冊、ならびに論文8篇(同(No.51、2014年6月1日発行)掲載論文)、の合計11篇(著書3冊、論文8篇)であった。

審査の対象となる著書・論文は、「会員が、前年度に於いて、本学会大会(支部研究報告会を含む)で報告された論文、若しくは、公刊された著書・論文」である。

2. 学会賞選定

対象著書・論文を委員会において慎重に審査した結果、以下の著書を学会賞として選定した。

学会賞	1.著書・論文名 該当なし
名東賞	1.黒川 和夫(2013)『企業向けマーケティングと組織購買行動』(五紘舎2013.9) 特質は、全体構成が一貫して考察されている点にある。何よりも冒頭に本書の仕組みと題されたパースペクティブがチャート化されている点が新しい。ここに論文としての流れが組み立てられており、長年の成果としてまとめ上げられたという思いが十分表れている。一読後も従来のな組み立ての専門書としてだけではなく論証の起点の多さが際立っていると感じられる。学位申請論文としてまとめ上げたところがあるが、新規性と論旨追究の観点から、当学会の理論ベースに十分合致し、学会賞の趣旨に該当するものとして、優れた業績であると判断する。
学術研究 奨励賞	1.岩田 智(2013)『北東北における農山村振興目的の第三セクターとPFI』(ブックウェイ2013.11) 今回の研究成果は、行政絡みとなるが地域振興の現状と課題解決に向けた実証研究として評価に値すると考える。内容的には、今少し具体例への解説や捉えかたに対してページが欲しいところであるが、政策的な観点からの考察を旨としていると判断した。 地域振興に寄与する研究の成果を具体的、実務的検証に基づいて纏めた貴重な一書である。はしがきに続き、第1章においては、第三セクターの歴史及び研究史における特徴、第2章においては、地域振興に係る第三セクターの特徴一岩手県の事例、第3章においては、岩手県における第三セクター概況、第4章においては、ポスト地域振興策としてのPFI方式の活用事例一岩手県金ヶ崎町の事例一、第5章においては、北東北における初期のPFI事業計画として、青森県、秋田県、岩手県の事例を豊富な参考資料とともに述べている。 本書は、地域振興の重要性につき、学術的視点から取り組み、具体的、実証的視点に立脚してその一般性を導き出そうとする点に、学術奨励賞としての価値を見出し、さらなる今後の研究に期待できる。 2.森下 あや子(2014)論文『組織改革を促進するサービス供給者と受給者の有機的な相互作用』(『実践経営No.51』)9-17頁 筆者は「組織改革を促進するサービス供給者と受給者の有機的な相互作用」として研究対象として挙げ、具体的には食品小売業を事例にして主題の解明を考察している。本論文の特質は、経営者、従業員、顧客・取引先の三者のインタビューを下に展開されていることであるが、その解釈と分析方法及び結果としてのまとめ方に新規なものを感じる。特にキーグラフとして提示されている図案は多少我田引水の向きもあるが、それ以上に現場での当事者間と組織人としての職掌からのコミュニケーション間の様子がうかがえるだけに、研究報告としての価値は、学術研究奨励賞に値すると考える。内容的には全体構成と細部の論証との整合性も高く、院生の研究論文としてはかなりレベルの高いものであると考える。

会員の異動(入会・退会)2014.6.1～2014.9.30

入会会員 8名(敬称略)

お名前	ご所属	推薦人	担当支部	入会日
白 雲栄	(株)ルートワン・パワー STORE販売	日野 隆生(大阪国際大学) 田中 敬一(近畿大学)	関西	2014/6/10
望月 義人	早稲田大学総合研究機構 招聘研究員	白土 健(大正大学) 平野 文彦(日本大学)	関東	2014/6/10
津野 孝	静岡大学事業開発マネジメント専攻科	横澤 利昌(ハリウッド大学院大学) 後藤 俊夫(日本経済大学)	関東	2014/7/1
藤井 享	(株)日立製作所産業ソリューション営業本部 部長代理	井原 久光(東洋学園大学) 岡星 竜美(東京富士大学)	関東	2014/7/20
石川 夕起子	関西国際大学 人間科学部 経営学科 専任講師	竹田 茂生(関西国際大学) 田中 敬一(近畿大学)	関西	2014/8/20
野林 晴彦	金沢大学大学院(科目別履修生)	谷島 範恭(金沢星稜大学女子短期大学部) 濱田 峰子(金沢星稜大学女子短期大学部)	北陸	2014/8/20
上野 恭裕	関西大学社会学部 教授	横澤 利昌(ハリウッド大学院大学) 後藤 俊夫(日本経済大学)	関西	2014/8/22
信川 景子	金沢星稜大学女子短期大学部 経営実務科 講師	谷島 範恭(金沢星稜大学女子短期大学部) 濱田 峰子(金沢星稜大学女子短期大学部)	北陸	2014/9/16

退会者 2名(敬称略)

福永 晶彦 堀 初子

実践経営学会 第48期(平成27年度)事業計画

(2015年4月1日～2016年3月31日)

1. 「事務局機能」の「本部機能」への格上げによる一層の充実

事務局機能改革の方針に則り、新しい運営体制を構築する。

また、学会活動戦略立案のための前提となる「会員データベースの整備」(学会運営のために必要な会員の情報の整齐的・整備)を行う。

2. 支部会による研究発表会等の活動支援

学会本部は支部長と連携し、各地域支部の研究発表会への支援、支部長との連携強化等を通じ支部活動のさらなる充実を図る。

3. 課題別研究会活動の成果発表を当面中断する

4. 研究成果の積極的な公表(継続)

(ア)機関誌『実践経営』(52号)の刊行

第57回全国大会(北海学園大学)及び当該年度内の支部研究会における研究発表成果を発展させた査読論文を中心として刊行する。

(イ)『実践経営学研究第7号』(第58回全国大会における研究報告論文集)の刊行

5. 年3回の学会会報の刊行(継続)

学会執行部の運営方針、学会の最近の動向等を伝える学会会報の刊行。

うち1回は全国大会プログラム。

6. ホームページの更なる充実

7. 第58回全国大会の開催

亜細亜大学において2015年8月28・29・30日の3日間の予定で、夏目 重美 教授(関東支部長)を実行委員長として準備を進める。

8. 学会創設50周年記念事業の準備

第46期 収支決算書

自 2013(平成25)年4月1日 至2014(平成26)年3月31日

(円)

収入の部				支出の部			
勘定科目	実績 A	予算 B	予算比 A-B	勘定科目	実績 A	予算 B	予算比 A-B
前期繰越金	8,467,223	8,467,223	0	全国大会費	450,000	450,000	0
入会金・会費収入	3,770,000	4,000,000	△ 230,000	支部研究発表会費	330,000	330,000	0
受取利息	1,240	3,500	△ 2,260	研究会活動支援費	0	200,000	② △ 200,000
雑収入	296,177	0	① 296,177	会報発行費	449,150	300,000	③ 149,150
				機関誌発行費	1,133,340	1,200,000	△ 66,660
				ホームページ維持費	175,050	320,000	④ △ 144,950
				経済学会連合会分担金	0	35,000	⑤ △ 35,000
				経営関連学会協議会分担金	30,000	30,000	0
				奥野記念基金繰入	0	100,000	⑥ △ 100,000
				理事会費	179,754	300,000	⑦ △ 120,246
				事務局運営費	459,614	300,000	⑧ 159,614
				旅費交通費	551,140	600,000	△ 48,860
				通信費	421,250	210,000	⑨ 211,250
				消耗品費	123,369	160,000	△ 36,631
				学会賞費	40,530	100,000	⑩ △ 59,470
				理事選挙運営費	155,004	300,000	△ 144,996
				会員名簿発行費	0	150,000	⑪ △ 150,000
				プロジェクト費	0	100,000	⑫ △ 100,000
				震災関連シンポジウム費	0	300,000	⑬ △ 300,000
				雑費	13,786	50,000	△ 36,214
				予備費	0	100,000	△ 100,000
				支出合計	4,511,987	5,635,000	△ 1,123,013
				次期繰越金	8,022,653		8,022,653
収入合計	12,534,640	12,470,723	63,917	支出・繰越合計	12,534,640		12,534,640

郵便振替口座	6,264,760	40周年記念奥野基金(定期預金)	2,000,000	⑭
三菱東京UFJ銀行(新丸の内)	1,757,893	次期繰越金	8,022,653	
三菱東京UFJ銀行(定期預金)	2,000,000			
合計	10,022,653	合計	10,022,653	

主な予算増減の内訳・説明

- ① 論文査読料、機関誌・会報集販売収入
- ② 1件該当あるも、支出は次期にずれ込むため。
- ③ 会報集の充実及び編集作業の外注依存度増加の為
- ④ 作業の工夫による費用削減のため
- ⑤ 支出が47期にずれ込んだため(4月1日支払)
- ⑥ 奥野基金繰入取りやめのため。(第46期総会承認)
- ⑦ 会場費支出ゼロなど
- ⑧ 学会保存システムデータベース化
- ⑨ 事務局電話代計上、誤配減を狙い宅急便から郵便に切り替えの為
- ⑩ 該当件2件にとどまったため
- ⑪ 実施取りやめ
- ⑫ 実施取りやめ
- ⑬ 実施取りやめ
- ⑭ 機関誌(CD版)は制作費40万円及び会報集制作費の一部10万円は、奥野基金から支出((第46期総会承認)

監査報告書

第46期収支決算書について、預金通帳その他の書類に基づいて監査した結果、収支の状況を適正に表示しているものと認めましたので、ご報告申し上げます。

2014年(平成26年) 7月12日

監 事 松尾 敏行 

監 事 田口 ヤス子 

第48期 予算

自 2015(平成27)年4月1日 至 2016(平成28)年3月31日

(円)

収入の部				支出の部			
勘定科目	48期予算 A	47期予算 B	予算比増減 A-B	勘定科目	48期予算 A	47期予算 B	予算比増減 A-B
前期繰越金	4,500,000	4,500,000	0	全国大会費	400,000	400,000	0
入会金・会費収入	3,700,000	3,700,000	0	支部研究発表会費	400,000	330,000	70,000
受取利息	3,500	3,500	0	研究会活動支援費(成果物印刷費)	0	200,000	△ 200,000
雑収入	40,000	40,000	0	会報発行費	450,000	300,000	150,000
				機関誌・論文集発行費	1,500,000	1,300,000	200,000
				ホームページ維持費	200,000	200,000	0
				経済学会連合会分担金	35,000	35,000	0
				経営関連学会協議会分担金	30,000	30,000	0
				奥野記念基金繰入	0	0	0
				理事会費	300,000	300,000	0
				事務局運営費	600,000	500,000	100,000
				旅費交通費(常任理事等)	700,000	700,000	0
				通信費	200,000	300,000	△ 100,000
				消耗品費	50,000	150,000	△ 100,000
				学会賞費	50,000	60,000	△ 10,000
				理事選挙運営費		0	0
				会員名簿発行費		0	0
				プロジェクト費		0	0
				震災関連シンポジウム費		0	0
				雑費	50,000	50,000	0
				予備費	200,000	100,000	100,000
				支出合計	5,165,000	4,955,000	210,000
				次期繰越金		3,288,500	
	8,243,500	8,243,500	0	支出・繰越合計		8,243,500	

奥野記念基金(47期・期首)	2,000,000
奥野記念基金(48期・期首)	2,000,000

現在の学会運営体制

[会務執行体制案]

本部長と6セクション体制

本部長 体制一すべての事業執行の司令塔

- ①「本部6セクション」の統括
- ②常任理事会の準備、理事会・総会資料の作成、学会史料の収集
- ③学会規約の継続的見直しと提案

6セクション

「本部長」の機能を、可能かつ有効な限り分割して執行できるように「担当」制を設ける。すべて「本部」との電子媒体による。具体的な業務は本部においてマニュアル化する。

第1セクション（総務・会計担当）

- ①会員と本部をつなぐ機能（会員からの問い合わせへの対応など）
- ②学会費の請求・督促
- ③入・出金管理
- ④会員管理（入退会、各種異動、会員の業績管理）、総合管理（入退会等を除く）等
- ⑤『会報』『HP』等による学会内情報の管理
- ⑥学会業績の外部発信等（「学会パンフレット」の作成・配布、等

第2セクション（全国大会及び支部会の支援担当）

- ①全国大会の会場・日程のスケジュール、統一論題等の方向性の検討と決定
- ②支部会開催状況の把握、開催促進

第3セクション（機関誌『実践経営』編集担当）

- ①投稿論文の募集の受付、②査読プロセス、③査読結果の常任理事会への報告
- ④編集、⑤プロセスの改善

第4セクション（学会賞担当）

- ①募集要項の作成、②審査基準の見直し、③審査依頼、④常任理事への報告

第5セクション（学会創設50周年記念事業ならびに国際学会担当）

第6セクション（上部・外部機関担当）

- ①経営関連学会協議会評議員、②経済学会連合評議員、③学術会議との関係 以上

規約が一部改正されました。(2014年8月総会)

現 行 規 定	改 定
第1章 総則	
(名 称) 第1条 本会は、実践経営学会(以下「本会」という)と称する。	(名 称) 第1条 同左
(本部、事務所) 第2条 本会の本部は会長の所属機関内に置く。本部事務局はこれとは別のところに置くことができる。	(本部、事務所) 第2条 同左
第2章 目的及び事業	
(目的) 第3条 本会は、経営学の立場から、企業等の経営をめぐる社会問題の解決、経営実践の進化、ならびにそれを土台とした普遍的な経営理論の形成ないしは経営学の発展に貢献することを目的とする。 2 前項の目的を達成するために、「経営の現場を重視した、理論と実務の調和した実践的研究」を行うことを旨とする。	(目的) 第3条 同左
(事業) 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①会員の研究の発表及び討議ならびに相互研鑽と情報交換等を目的とした全国大会及び支部会の開催。 ②学会本部と会員をつなぐ情報紙『実践経営学会会報』の発行 ③全国大会における研究報告論文集『実践経営学研究』の発行。 ④査読論文を主体とした機関誌『実践経営』の発行 ⑤ホームページによる本会の情報の内外へ発信 ⑥広く社会に向けての時宜に適した講演会等の開催 ⑦学会賞の選考と授与等による会員の業績の顕彰 ⑧内外の学会及び経営に関する諸団体との経営情報、学術理論等に関する交流 ⑨その他、(ア)広く社会に向けての時宜に適した講演会等の開催、(イ)内外の学会及び経営に関する諸団体との経営情報、学術理論等に関する交流等、本会の目的を達成するために適当と認められる事業	(事業) 第4条 同左 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左 ⑧同左 ⑨その他、本会の目的を達成するために適当と認められる事業
第3章 会員	
(会員の種類) 第5条 本会の会員は、通常の会員の他に、名誉会員、在外会員1、在外会員2及びプラチナ会員とする。 ①名誉会員とは、本会に長年にわたって在籍し、会の発展に特に貢献のあった会員。年会費及び大会参加費の支払いは免除される。理事の選挙権及び被選挙権は有しない。推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とし、別に内規を定める。 ②在外会員1は日本国内で会員であった者が、海外に居を移してなお会員に留まることを希望する会員である。通信は原則としてWEBを通して利用できる範囲でサービスを受けるものとする。年会費は免除される。理事の選挙権及び被選挙権は有しない。全国大会、支部会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。ただし、報告・掲載等に必要の費用の負担が求められる。 ③在外会員2は、日本国内に居を有しないものの、優れた研究業績等を有し、入会を認めることで、当学会の知名度向上、イメージアップ、研究活動の活性化等々に寄与することが期待できると、常任理事会が認めた者である。推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とし、別に内規を定める。 ④在外会員2の会員としての権利義務は、在外会員1に準じる。 ⑤プラチナ会員とは、73歳以上の会員で希望する者とする。プラチナ会員の権利・義務は、理事選挙における選挙権・被選挙権を除き、通常会員と同等とする。	(会員の種類) 第5条 本会の会員は、通常会員、名誉会員、在外会員、特別在外会員、プラチナ会員の5種とする。 [1] 通常会員 [2] 名誉会員 ①本会に長年にわたって在籍し、会の発展に特に貢献のあった会員。 ②推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とし別に内規を定める。 ③理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ④年会費及び大会参加費の支払いは免除される。ただし、報告・論文等の掲載に必要な費用の負担は求められる。 ⑤『会報』『実践経営』が届けられる。 [3] プラチナ会員 ①会員歴20年以上で、73歳以上の会員で希望する者。 ②プラチナ会員の決定は常任理事会において行われる。 ③年会費及び大会参加費の支払いは免除される。 ④理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ⑤全国大会における研究報告、機関誌等への投稿には常任理事会における承認を要する。 ⑥『会報』『実践経営』が届けられる。 [4] 在外会員 ①日本国内で会員であった者が、海外に居を移しても、なお会員に留まることを希望する会員。 ②通信、その他のサービスは原則としてWEBを通して利用できる範囲とする。 ③年会費は徴収されない。 ④理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。 ⑤全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。ただし、報告・掲載等に必要の費用の負担は求められる。

現 行 規 定	改 定
	<p>[5]特別在外会員</p> <p>①日本国外に居住し、優れた研究業績等を有し、入会を認めることで、当学会の知名度の向上、イメージアップ、研究活動の活性化等に寄与することが、常任理事会において認められた外国人研究者。</p> <p>②推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とする。</p> <p>③理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。</p> <p>④年会費及び大会参加費の支払いは免除される。</p>
<p>(入会及び退会)</p> <p>第6条 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載し、会員2名の推薦を得て、本部事務局に提出するものとする。</p> <p>2 推薦人となるには、本会在籍3年を経て、かつ推薦年度を含む年度までの年会費に未納分がないことを要する。但し、推薦時において大学院生(社会人大学院生を除く含む)である者は、推薦人になることはできない。</p> <p>3 年会費の納入完了の日をもって正式入会とし、会員名簿に登録する。</p> <p>4 会員は常任理事会へ退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、会費その他に未納がある場合には完納をすることを要する。ただし、本人死亡の場合には、家族あるいは所属機関に対する確認により退会を決定する。</p> <p>5 3年以上連続して会費を滞納した会員は、常任理事会において審査の上、自然退会とする。</p>	<p>(入会及び退会)</p> <p>第6条 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載し、会員2名の推薦を得て、本部事務(jsam.headoffice@gmail.com)に提出するものとする。</p> <p>2 推薦人になれる資格は、本会在籍3年を経て、かつ推薦年度を含む年度までの年会費に未納分がないこと。但し、推薦時において大学院生(社会人大学院生を含む)である者は、推薦人になることはできない。</p> <p>3 入会申込みの審査は理事会または常任理事会において行う。</p> <p>4 年会費の納入完了の日をもって正式入会とし、会員名簿に登録される。</p> <p>5 退会は常任理事会へ退会届を提出し、審議を経て承認される。ただし、会費その他に未納がある場合には、原則として完納を求められる。本人死亡の場合には、家族あるいは所属機関に対する確認により退会が決定される。</p> <p>6 3年以上連続して会費を滞納した会員は、常任理事会において審議の上、自然退会となり、原則としてその後の再入会は阻まれる。</p>
	<p>(入会資格基準)</p> <p>第7条 入会資格は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>1 大学・大学院若しくは研究機関に所属する教員・研究者</p> <p>2 大学院生</p> <p>3 組織の経営・管理に関する相当の実務経験を有し、経営学研究の進化に貢献が期待される研究実績を有する者。</p> <p>4 その他、実践経営の研究に貢献が期待される者</p>
<p>(会員の義務)</p> <p>第7条 会員は、別に定める本学会費を毎年納めなければならない。</p> <p>2 会員は全国大会及び支部会の開催と運営、及び論文査読等の会務について、必要な協力をしなければならない。</p> <p>3 本会の名誉あるいは信用を著しく傷つけた会員、本会が定める『研究者倫理綱領』に触れる行為があった会員については、常任理事会で調査、審議の上、除名される。除名者名を、会報ないしは総会において報告する。</p> <p>4 通常会員、プラチナ会員の負担する年会費、在外会員1及び在外会員2が全国大会及び支部研究会に参加する際に徴収する実費は、常任理事会が決定する。</p>	<p>(会員の義務)</p> <p>第8条 会員は、別に定める本学会費を毎年納めなければならない。</p> <p>2 会員は全国大会及び支部会の開催と運営、及び論文査読等の会務について、必要な協力をしなければならない。</p> <p>3 本会の名誉あるいは信用を著しく傷つける行為や言動をしてはならない。これに反する該当することがあった会員、本会が定める『研究者倫理綱領』に触れる行為があった会員、及びあらゆる場面において、他の会員の人権を尊重しない言動があった場合には、常任理事会において調査、審議の上、除名されることがある。除名者名は、会報ないしは総会において報告される。</p> <p>4 プラチナ会員、在外会員及び特別在外会員が、全国大会及び支部研究会に参加する際に支払う参加費は、その都度、常任理事会が決定する。</p>
<p>(会員の権利と権利行使のための資格)</p> <p>第8条 会員は、以下の権利を有する。</p> <p>① 会員総会に参加し、意見を述べること。</p> <p>② 全国大会及び支部会に参加すること。</p> <p>③ 全国大会及び支部会で研究成果を発表すること。</p> <p>④ 学会賞に応募すること。</p> <p>⑤ 機関誌、会報の提供を受けること。</p> <p>⑥ 理事選挙に参加し投票すること。</p> <p>⑦ 理事に選ばれること。</p> <p>2.会員が前項の権利を行使するには、権利を行使する事項の前年度末までに、年会費を納付済みであることを要件とする。</p> <p>3.本条の規程は通常会員に適用し、名誉会員、在外会員1、在外会員2及びプラチナ会員については、第5条によるものとする。</p>	<p>(会員の権利と権利行使のための資格)</p> <p>第9条 同左</p>
<p>第4章 機関</p>	<p>第4章 機関</p>
<p>(役員)</p>	<p>(役員)</p>

現 行 規 定	改 定
<p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>① 会 長 1名 ② 副 会 長 2名 ③ 常任理事 6名以内 ④ 理 事 30名以内 ⑤ 監 事 2名 ⑥ 事務局長 1名</p>	<p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>① 会 長 1名 ② 副会長 1名 ③ 本部長 1名 ④ 常任理事 (6名以内) ⑤ 支部長・理事 ⑥ 選挙による理事 その他の理事13名以内 ⑦ 監 事</p>
<p>(会長・副会長の職務)</p> <p>第10条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。 2 会長は理事の中から副会長を指名し、理事会の承認を得る。 3 会長は、常任理事会及び理事会を招集し、その議長となる。</p>	<p>(会長の職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表して、経営学と本学会の充実・発展に寄与する。 ②③は同左</p>
<p>(副会長の職務)</p> <p>第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p>	<p>(副会長の職務)</p> <p>第12条 同左</p>
<p>(常任理事の職務)</p> <p>第12条 常任理事は、会長・副会長及び事務局長とともに常任理事会を構成し、議事の審決に参加し、その執行にあたる。</p>	<p>(常任理事の職務)</p> <p>第13条 常任理事は、会長、副会長、本部長とともに常任理事会を構成し、集団で会務を統理する。</p>
<p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事は、理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する。</p>	<p>(理事の職務)</p> <p>第14条 同左</p>
<p>(事務局長の職務)</p> <p>第15条 事務局長は、事務局を組織し、常任理事会及び理事会の委嘱した事項の事務執行を統理する。</p>	<p>削除</p>
<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。監事は、会計監査並びに会務の執行を監査する。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第15条 同左</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第16条 理事は、会員の中から、選挙その他の方法で選出される。理事の選出に関する内規は、別に定める。 2 会長は、理事会において理事の中から選出される。 3 副会長は、理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。 4 常任理事は、理事会において理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。 5 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。 6 事務局長は、会長の指名により常任理事会の承認を得て委嘱する。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第16条 同左 2 同左 3 同左 4 同左 5 本部長は、会長の指名により常任理事会の承認を得て委嘱する。 6 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。 7 本部事務局長は、会長の指名により常任理事会の承認を得て委嘱する。</p>
<p>(役員の任期)</p> <p>第17条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。 2 会長の再任は1度に限られるものとする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第17条 同左</p>
<p>(名誉職の設置)</p> <p>第18条 本会は、名誉職として名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長、顧問からは年度会費、大会参加費を徴収しない。理事の選挙権及び被選挙権は有しない。 2 名誉職は、会長が発議し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p>	<p>(名誉職の設置)</p> <p>第18条 同左 2 名誉職の人事は常任理事会が行い、理事会に報告する。</p>
<p>(会員総会の開催)</p> <p>第19条 本会の最高議決機関として会員総会を置く。 2 総会は毎年1回開催しなければならない。 3 会長が、必要と認めるとき、または会費納入者の3分の1以上が、書面により議題を明示して総会の開催を請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。 4 総会は会長が招集するその議長となる。</p>	<p>(会員総会の開催)</p> <p>第19条 同左 2 同左 3 同左 4 総会の議長は、総会の同意を得て然るべき会員に委嘱する。</p>
<p>(総会議決事項)</p> <p>第20条 総会は次の事項を議決する。 ① 本規約と理事選出規定の改正 ② 前年度の決算の承認 ③ 事業計画並びに予算 ④ 理事会より提議された事項 ⑤ その他、本会の目的達成に係わる重要事項</p>	<p>(総会議決事項)</p> <p>第20条 同左</p>

現 行 規 定	改 定
2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決すところによる。	
(理事会) 第21条 理事会は、理事によって構成され、総会提議事項を審議する。理事会は会長が必要とするとときに招集される。	(理事会) 第21条 同左第21条 同左
(常任理事会) 第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長によって構成され、本会の事業の執行について、その方針を審議し、決定する。 2 常任理事会は、原則として四半期毎に開催される。 3 常任理事会に各種委員会を付設することができる。	(常任理事会) 第22条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、本部長、事務局長によって構成され、総会定義事項を審議する。その他、会長が必要と認めたとときに招集される。
(会計年度) 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。 第24条 会費は、年度会費とし、別に定める金額を徴収する。年度会費の額は、常任理事会において決める。	(会計年度) 第23条 同左
第6章 支部及び研究会	第6章 支部及び研究会
(支部の設置及び区域) 第25条 本会は、年次の全国大会の開催を補うことを目的として、適切な地に支部を置き、必要な活動を行うものとする。 2 新たに支部を設置し、あるいは既存の支部を改編しようとする場合には、理事会の承認を得るとともに、会報、HP、会員総会などにおいて周知するものとする。	(支部の設置及び区域) 第25条 同左
(支部活動) 第26条 支部における活動は、支部を主体とした研究活動、研究発表活動、並びに会員相互の交流・親睦活動とする。これらの活動については、学会本部との密接な連携のもとに、会報、HP、郵便等の方法により、全会員に周知され、全国どこからでも参加できるものとする。	(支部活動) 第26条 同左
(支部役員) 第27条 支部には本部人事として支部長を置く。 2 支部長は支部登録の会員の動向を把握し、支部の発展に努めるものとする。 3 その目的のために、支部長は、会員の協力ならびに常任理事会の承認を得て、必要に応じて支部長代理、支部事務局長、支部幹事を置くことができる。	(支部役員) 第27条 同左
(個別課題研究会) 第28条 本会に、本学会会員をメンバーとして特定のテーマによる研究会を置くことができる。 2 研究会の設置を希望する者は、その目的、名称並びに責任者その他の役員、構成メンバー、開設時期、活動計画などを書面で会長宛に申請し、常任理事会の審査を経て、立ち上げることができるものとする。 3 設置された研究会は、毎年度その活動結果を理事会並びに総会に報告しなければならない。	(個別課題研究会) 第28条 同左
第7章 規約変更	
(規約変更) 第29条 本規約は総会の決定を得なければこれを変更することはできない。	(規約変更) 第29条 同左

実践経営学会事務局からのご連絡

■ 役員の異動

平田光子副会長から、病気療養を理由とする役職辞任願が出され、常任理事会はこれを承認しました。すみやかなご回復をお祈りいたします。

■ 各支部からのご連絡などは、学会ホームページをごらんください。

実践経営学会ホームページ（<http://www.jsam.org/>）では最新情報を随時掲載しています。各支部からの情報は、ホームページをご活用ください。

■ 住所・勤務先などの変更届のお願い

住所や勤務先、メールアドレス等が変更となった会員の方は、jsam.headoffice2@gmail.com（会員情報管理専用メールアドレス）までご連絡ください。葉書等でも結構です。本部事務局までお知らせください。

■ 会費納入をお忘れの方

本年6月に、会費納入のご通知を発送させていただき、大多数の会員にご納入いただきましたが、なお若干の方々が未納になっております。まだ納入がお済みでない方は、速やかに納入をお願い致します。

学会活動は会員の会費によって支えられております、全国大会および各地域支部会における報告資格は、「年会費を納入済みの会員」となっております。ご注意ください。

お問い合わせは、jsam.headoffice2@gmail.com までお知らせください。

実践経営学会役員名簿（2014.4.1～2017.3.31）

役 職	氏 名	所 属
会 長	井形 浩治	大阪経済大学
副 会 長	島田 裕司	駒澤女子大学
本部長・関西支部長	田中 敬一	近畿大学
事務局長	吉野 忠男	大阪経済大学
常任理事	浅野 浩子	仙台白百合女子大学
常任理事	井原 久光	東洋学園大学
常任理事	中垣 昇	名古屋経済大学
常任理事	平野 文彦	日本大学
常任理事	横澤 利昌	ハリウッド大学院大学
理事・北海道支部長	菊池 眞一	北海商科大学
理事・東北支部長	三森 敏正	石巻先週大学
理事・関東支部長	夏目 重美	亜細亜大学
理事・北陸支部長	田中 晴人	金沢学院大学
理事・中部支部長	大島 俊一	中部大学
理事・中国四国支部長	小原 久美子	県立広島大学
理事・九州・沖縄支部長	伊佐 淳	久留米大学
理 事	稲田 賢次	大阪学院大学
理 事	岡星 竜美	東京富士大学
理 事	金子 義幸	関東学院大学
理 事	川野 祐二	下関市立大学
理 事	小坂 善治郎	東京富士大学
理 事	後藤 俊夫	日本経済大学
理 事	田中 弘	前近畿大学
理 事	田中 道雄	大阪学院大学
理 事	名淵 浩史	(有)エヌ・エフエクト
理 事	丹羽 浩正	八戸学院大学
理 事	日野 隆生	大阪国際大学
理 事	平野 賢哉	東洋学園大学
理 事	藤田 紀美枝	太平洋経営創造大学
理 事	村上 則夫	長崎県立大学
監 事	松尾 敏行	日本経済大学
監 事	田口 ヤス子	日本体育大学

各支部からのご案内

■東北支部会(第15回)開催のご案内

下記の通り、東北支部会を開催することになりました。当日の発表者を募集致しますので、奮ってご応募をいただきたくお願い致します。全国、どこからでも応募できます。詳細が決まり次第、またご連絡させていただきます。会員の皆さまのご参加をお待ちいたしております。

敬具

記

日時：平成 26 年 11 月 29 日（土） 報告会 13:30～16:30 懇親会 未定

場所：ハーネル仙台 <http://www.heanel.jp>

住所：〒980 - 0014 仙台市青葉区本町2-12 - 7 Tel 022 (222) 1121

会費：500円

設備等：P C ・ プロジェクタ等必要な方は各自ご用意ください。

申込締切：10 月 31 日（金）

申し込み：ご報告を希望される方は、氏名、所属、報告テーマを明記して、下記事務局までご一報下さい。

なお、東北支部会員につきましてはご参加のご予定をご連絡いただきたくお願いいたします。ご不明の点がございましたら、以下のところまでお願い申し上げます。

支部事務局：仙台白百合女子大学・浅野浩子

〒981 - 3107 仙台市泉区本田町 6 - 1

電話：022-372-3254（大学代表番号）F A X：022-375-4343（代表）

メールアドレス：asano@senndai-shirayuri.ac.jp

■中国・四国支部会での研究報告希望者を募集します

記

[日時] 第1回目：2014年11月22日（土）14：00～18：00

第2回目：2015年2月7日（土）14：00～18：00

[場所] いずれも県立広島大学（報告教室は後日、お知らせします。）

広島市南区宇品東一丁目1番71号

[申込み方法] ①～⑤について、ご明記いただきメールにてお申し込みください。

①報告日程：第1回目か第2 回目かを必ず明記して下さい。

②所属

③氏名

④報告テーマと簡単な内容紹介（500～1000 字）

⑤研究情報交換会の参加予定の有無

活発に研究に頑張ってください。尚、報告者が少ない場合は、先の支部会予定の日に、講演会・企業見学会等を企画する予定です。改めて、ご案内を差上げます。

[会場へのアクセス]<広島駅から>

【バス】 広島バス「31号(翠町)線」にて「県立広島大学前(広島キャンパス)」
下車 - 徒歩1分

【市内電車】 [5] 広島港(宇品)行きにて「県病院前」下車 - 徒歩 7 分

【マップ】 <http://www.pu-hiroshima.ac.jp/soshiki/47/access.html>

入会案内と入会資格の変更および入会者の推薦基準について

会員種別（規約第5条）

- [1] 通常会員
- [2] 在外会員

- ①日本国内で会員であった者が、海外に居を移しても、なお会員に留まることを希望する会員。
- ②通信、その他のサービスは原則としてWEBを通して利用できる範囲とする。
- ③年会費は徴収されない。
- ④理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。

- ⑤全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。ただし、報告・掲載等に必要な費用の負担は求められる。

- [3] 特別在外会員

- ①日本国外に居住し、優れた研究業績等を有し、入会を認めることで、当学会の知名度の向上、イメージアップ、研究活動の活性化等に寄与することが、常任理事会において認められた外国人研究者。
- ②推挙の基準と方法については常任理事会決定事項とする。
- ③理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。
- ④年会費及び大会参加費の支払いは免除される。

入会の方法（規約第6条）

第6条 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載し、会員2名の推薦を得て、本部事務局に提出するものとする。

入会申込資格（規約第7条）

入会申込資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学・大学院もしくは研究機関に所属する教員・研究者。
- 2 大学院の前期課程及び後期課程に在籍する院生（科目等履修生は除く）。
- 3 企業・機関等の組織において経営・管理に関する相当の実務経験を有し、経営学の進化及び経営の実践化に貢献できることが期待できる研究実績、もしくは研究への目的意識・意欲を有する者。
- 4 その他、学歴・職務経歴の如何を問わず、常任理事会が上記各号と同等以上の有資格者と認める者。

推薦人資格要件（規約第8条）

- ①3年以上の在籍会員で、推薦年度を含む年度までの年会費に未納分がない会員であること。
- ②推薦時において大学院生（社会人大学院生を含む）・大学院研究生等の学籍を有する会員は、推薦人になることはできない。

正式入会

年会費の納入完了の日をもって正式入会とし、会員名簿に登録される。

入会申込

下記より入会申込票（PDFファイルまたはWordファイル）をダウンロードし、プリントアウトして必要事項を記入し、推薦人の捺印を得て、本部事務局までメール（jsam.headoffice@gmail.com）添付、またはFAX（03-3219-3455）にて送信してください。

入会申込書ダウンロード（PDFファイル）

入会申込書ダウンロード（Wordファイル）

実践経営学会研究者倫理綱領

実践経営学会は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に良心と信念にしたがって、自らの責任で行動しなければならないという考え方に立って、以下の通り「研究者倫理綱領」を定める。

— 2008.9.13 実践経営学会会長 平野 文彦（日本大学） —

A. 研究の課題について

1. 常に「世界の平和」、「人類の福祉」、「社会の発展」および「物心両面からの豊かな社会の実現」に貢献するための公共的・公益的使命を意識すること。
2. 常に「宇宙と地球の資源」、「社会の資源」および「人的資源」の持続可能な利用を意識すること。

B. 研究の姿勢と方法について

3. 常に「生命倫理、人権の尊重、および動物愛護の精神」を踏まえた「高潔な信念」、良心と正義、および「社会的責任感」を確立すること。
4. 常に「法令遵守の意識」を持つことはもとより、常に「社会正義」に寄与すること。
5. 常に、「正直で、恥じることのない行動」をとり、「誇りと品性」を保つこと。そのためには、研究のデータのねつ造、偽造、論文の剽窃などを行わないこと。個人の見解と他者の見解を明瞭に区分するとともに、自己の見解には責任を十分に自覚すること。

C. 研究の環境について

6. 常に、自由で闊達な研究行動が円滑に進むよう、研究環境の改善に努めること。研究の条件や環境が不足していることを理由とした不十分な研究は許されない。

2008. 9. 13常任理事会決定
同日、理事会および会員総会承認
以 上

実践経営学会

JAPAN SOCIETY FOR APPLIED MANAGEMENT

発行日：2014（平成26）年10月31日

発行者：会長 井形 浩治

編集責任者：本部長 田中 敬一（近畿大学）

発行：〒533-8533 大阪府大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学経営学部内

FAX：03-3219-3455 E-mail：jsam.headoffice@gmail.com

制作：（株）マインド